

別表1（第4条関係）

経費の区分	補助要件	補助対象経費	必要書類
1 住居費 (取得)	<p>(1) 夫婦の双方又は一方の当該住宅の住所となっていること。</p> <p>(2) 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に支払った費用であること及び支払った金額が領収書等により確認できること。</p>	<p>婚姻に伴い新たに物件を購入した際に要した費用（住宅の新築、購入及び建替え）。</p> <p>ただし、次に掲げる費用については対象としない。</p> <p>(1) 旧住宅の解体撤去に要する費用</p> <p>(2) 土地の購入費</p> <p>(3) 住宅ローン手数料</p> <p>(4) 住宅又は土地の登記に要する費用</p> <p>(5) 国、県又は町の他の補助等の対象として補助を受ける部分にかかる費用</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないとして認められた費用</p>	<p>(1) 住宅の売買契約書の写し又は工事請負契約書の写し</p> <p>(2) 補助対象期間内の住宅取得にかかる費用であることを確認できる領収書又はその写し</p>
2 住居費 (賃貸)	<p>(1) 夫婦いずれか一方が住宅の賃貸借契約の名義人となり、当該住宅の家賃を支払っていること。</p> <p>(2) 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に支払った費用であること及び支払った金額が領収書等により確認できること。</p>	<p>婚姻に伴い新たに住宅を賃借する際に要した費用で、家賃、敷金、礼金、(保証金などこれに類する費用を含む。)、共益費及び仲介手数料。ただし、次に掲げる費用等については、補助対象としない。</p> <p>(1) 駐車場代(家屋の賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けができない場合を除く)</p> <p>(2) 更新手数料</p> <p>(3) 国、県又は町の他の補助等の対象として補助を受ける部分にかかる費用</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないとして認められた費用</p>	<p>(1) 住宅の賃貸借契約書の写し</p> <p>(2) 補助対象期間内の住宅賃借に係る費用であることを確認できる領収書の写し</p>
3 引越費用	<p>1) 夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。</p> <p>(2) 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に支払った費用であること及び支払った</p>	<p>引越業者又は運送会社への支払その他の引越しに係る実費を対象とする。ただし、次に掲げる費用については、補助対象としない。</p> <p>(1) 家財道具の運搬のために利用した車両、台車、はしご等に係るリース費用</p> <p>(2) 引越業者でない者に家財道具の運搬作業を依頼して支払った費用</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないとして認められた費用</p>	<p>引越に係る領収書の写し</p>

	金額が領収書等により確認できること。		
4 リフォーム費用	<p>(1) 申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該リフォームを行う住宅の住所となっていること。</p> <p>(2) 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に支払った費用であること及び支払った金額が領収書等により確認できること。</p> <p>(3) 町内に本社、支社、支店、営業所等を有する法人及び町内で事業を営む個人事業者が行うリフォーム工事であること。</p>	<p>婚姻に伴い実施した住宅リフォームに要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用。ただし、次に掲げる費用については、補助対象としない。</p> <p>(1) 倉庫、車庫に係る工事費用</p> <p>(2) 門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用</p> <p>(3) エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めた費用</p>	<p>(1) 工事の内容、内訳確認できる工事請負契約書又は請書の写し</p> <p>2) 住宅リフォームに係る費用であることを確認できる領収書の写し</p>